

[6-(1)]指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

山陽小野田市地域防災計画[資料編]

より抜粋

地区	順位	緊急避難場所	所在地	電話番号	災害ごとの利用の可否						避難所	海拔(m)	収容人数
					高潮	洪水	土砂	地震	津波	大規模な火事			
本山	①	本山地域交流センター	大字小野田275-2	88-2001	○	○	○	○	○	×	○	10.8	140
		本 山 小 学 校	大字小野田482	88-0169	○	○	○	○	○	○	○	21.1	253
		本山コミュニティ体育館	大字小野田275-3	88-2001	○	○	○	○	○	×	○	9.4	261
		安 養 寺	大字大須恵1011	88-0278	○	○	○	△	○	○		19.5	58
		光 安 寺	大字大須恵226-3	88-0292	○	○	○	○	○	○		16.4	95
	広域		竜 王 山	竜王山(約50ha)	-	-	-	○	○	○		-	-
赤崎	①	赤崎地域交流センター	赤崎一丁目1-1	88-0162	△	○	○	○	×	×	○	2.1	288
		竜 王 中 学 校	大字小野田3923	88-0198	○	○	○	○	○	○	○	12.5	810
		赤 崎 小 学 校	大字小野田4402	88-0139	△	○	○	○	○	○	○	3.7	274
		山口東京理科大学	大学通一丁目1-1	88-3500	△	○	○	○	×	×	○	2.9	508
須恵	①	須 恵 小 学 校	大字小野田5258	84-5208	△	○	○	○	○	○	○	4.1	367
	①	小 野 田 中 学 校	大字丸河内1018	83-2576	○	○	○	○	○	○	○	16.3	794
		須恵地域交流センター	中央四丁目4-1	83-3360	△	○	○	○	×	×	○	1.1	130
		須恵コミュニティ体育館	須恵一丁目4-1	84-5156	△	○	○	○	×	×	○	2.2	283
		小野田工業高等学校	中央二丁目6-1	83-2153	×	○	○	○	×	×		1.2	441
	広域		須 恵 健 康 公 園	須恵(約3.8ha)	-	-	-	○	×	○		1.8	-
小野田	①	小 野 田 中 学 校	大字丸河内1018	83-2576	○	○	○	○	○	○	○	16.3	794
		市 民 館	柴町9-25	83-5700	△	△	○	○	×	×	○	1.0	229
		市 民 体 育 館	中央五丁目2-1	84-2430	△	△	○	○	×	×	○	1.0	828
		小 野 田 小 学 校	中央三丁目2-1	83-2066	△	△	○	○	×	○	○	1.1	301
		武 道 館	中央五丁目2-1	84-2430	△	△	○	○	×	×	○	1.0	392
		中央福祉センター	千代町一丁目2-28	83-2050	△	○	○	×	×	×		1.8	237
高泊	①	高 泊 小 学 校	大字西高泊923	83-2118	○	○	○	○	○	○	○	15.6	255
		高泊地域交流センター	大字西高泊2274-1	84-1500	×	×	○	○	×	×	○	2.2	87
		高泊コミュニティ体育館	大字西高泊2274-1	84-1500	×	×	○	○	×	×	○	2.2	261
		後 潟 上 自 治 会 館	大字西高泊3024-5		△	△	○	○	×	×		2.0	49
高千帆	①	高千帆地域交流センター分館	日の出三丁目14-1	84-6200	△	×	○	○	×	×	○	1.3	115
	①	高 千 帆 小 学 校	掃山一丁目25-1	83-2642	○	○	○	○	○	○	○	11.2	248
		高千帆地域交流センター	日の出三丁目11-11	83-3113	△	×	○	×	×	×		1.3	282
		高 千 帆 中 学 校	掃山二丁目8-1	84-5611	○	○	△	○	○	○	○	15.8	793
		小 野 田 高 等 学 校	掃山一丁目26-1	83-2373	○	○	△	○	○	×		13.8	641
		サビエル高等学校	掃山三丁目5-1	83-3587	○	○	△	○	○	×		17.8	330
		山陽小野田市役所	日の出一丁目1-1	82-1111	△	×	○	○	×	×		0.9	130
有帆	①	有帆緑地管理棟	有帆359-7	82-1162	○	○	○	○	○	×		27.2	46
		有帆地域交流センター	新有帆町1-1	84-4090	○	×	○	○	○	×	○	4.5	88
		有 帆 小 学 校	新有帆町4-1	83-2822	○	×	○	○	○	○	○	5.0	265
		有帆コミュニティ体育館	新有帆町1-1	84-4090	○	×	○	○	○	×	○	4.5	261
		江 汐 公 園 管 理 棟	高畑	83-5378	○	○	○	○	○	×		26.0	150
		有 帆 児 童 館	新有帆町4-1	83-7473	○	×	○	○	○	×		5.0	63
		別 府 八 幡 宮	有帆1377-2	84-0459	○	○	○	○	○	×		26.9	31
		覚 天 寺	有帆1867	84-0920	○	○	△	○	○	×		22.0	66
	広域		江 汐 公 園	高畑(約146ha)	-	-	-	○	○	○		-	-

地区	順位	緊急避難場所	所在地	電話番号	災害ごとの利用の可否						避難所	海拔 (m)	収容 人数
					高潮	洪水	土砂	地震	津波	大規模 な火事			
厚狭	①	厚狭地区複合施設	大字鴨庄94	72-1111	△	×	○	○	○	×	○	5.8	471
		厚狭小学校	大字厚狭897	72-0049	○	△	○	○	○	○	○	9.6	397
		不二輸送機ホール	大字郡1754	71-1000	△	×	○	○	○	×		5.0	131
	①	厚狭高等学校北校舎	大字厚狭1660	72-0204	○	○	○	○	○	○		22.4	702
		厚狭高等学校南校舎	殿町	72-0017	○	○	○	○	○	×		13.2	663
		森広会館	森広	—	○	○	×	×	○	×		86.0	40
		川上会館	松ヶ瀬	73-2752	○	○	×	×	○	×		34.0	40
		福正寺公会堂	福正寺	—	○	○	×	×	○	×		26.8	25
		清安寺	大字厚狭1501	72-0538	○	○	○	△	○	○		18.2	96
		妙徳寺	野中	72-0237	○	○	×	×	○	×		14.1	110
出合	①	厚狭中学校	大字山川829	72-0666	○	○	○	○	○	○	○	22.0	387
		出合地域交流センター	大字山野井1601-20	73-2069	○	○	×	×	○	×	○	17.9	116
		石丸総合館	大字山川345-2	72-0335	○	○	○	×	○	×		23.1	139
厚陽	①	旧厚陽中学校体育館	大字郡3250	74-8318	○	○	○	○	○	○	○	10.5	256
		厚陽小・中学校	大字郡3492	74-8101	×	○	○	○	×	○	○	4.2	252
		鳥越福祉会館	鳥越	—	×	×	○	○	×	×		3.8	36
		西福寺	梶上	74-8770	○	○	×	×	○	×		6.0	80
埴生	①	埴生地域交流センター	大字埴生275	76-0066	○	○	○	○	○	○	○	9.8	171
	①	旧津布田小学校	大字津布田1028-1	—	○	○	○	○	○	○	○	9.7	248
		埴生小・中学校	大字埴生283	76-0033	○	○	○	○	○	○	○	10.9	372
		森本公会堂	森本	—	○	○	○	×	○	×		15.4	18
		福田公会堂	下福田	—	○	○	×	×	○	×		40.9	32
		長生園	大字埴生2156-2	76-2136	○	○	○	×	○	×		8.9	40
		サンライフ山陽	大字埴生2156	76-3443	○	○	○	○	○	×		9.8	115

※ 避難所・避難場所の災害ごとの適否の表示は、次のとおりとする。

○:適

△:風水害時には浸水想定区域等に立地しているが、2階以上に避難すれば安全を確保できる施設
地震時には災害規模に応じて利用する施設

×:不適

※ 順位欄の「①」は、事前避難時に優先して開設する施設

※ 順位欄の「広域」は、避難が長期化した場合、仮設テント等を設置する場所

※ 表内の海拔値は、施設の「立地地点」におけるおおよその数値となる。

○山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則

令和2年3月31日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除き、山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年山陽小野田市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表及び職務の級)

第2条 条例第4条の規則で定める基準は、その者の能力、職務の特殊性、任用の事情等を考慮し、規定による給与により難い場合においては、常勤職員及び他の会計年度任用職員との均衡を考慮し、その職務に応じて市長が別に定める。

(フルタイム会計年度任用職員の号給の決定)

第3条 条例第5条に規定する規則で定めるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)のとおりとし、同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは最低の号給とする。

2 会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数、その他市長が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

3 同条第1項の規定に定める職種別基準表の職種欄に適用される区分が定められていない者の号給については、市長が別に定めることができる。

(職種別基準表の適用方法)

第4条 職種別基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 職種別基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、山陽小野田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年山陽小野田市規則第38号)別表第4学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(再任の場合の職務の級及び号給の決定)

第5条 4月1日に採用する会計年度任用職員のうち、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者の職務の級の決定については、同日においてその者が受けていた職務の級と同一とする。

2 前項に規定する者の号給の決定については、その採用の日の前日以前1年間におけるその者の勤務成績が良好である場合にあっては同日においてその者が受けていた号給の4号給上位の号給とし、同期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合にあっては同日においてその者が受けていた号給と同一とする。

3 前項の規定による勤務成績の判定の方法については、別に定める。

4 前年の4月2日以後に新たに会計年度任用職員となった者の号給の決定については、前2項の規定にかかわらず、別に定める。

(休職又は育児休業をしている会計年度任用職員の号給の決定等)

第6条 4月1日に採用する会計年度任用職員で、同日において休職し、又は育児休業しているものうち、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者の号給の決定については、前条第2項から第4項までの規定にかかわらず、同日においてその者が受けていた号給と同一とする。

2 前項の規定により号給を決定された会計年度任用職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、他の会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるときは、休職(別に定めるものを除く。)の期間については別に定める換算率により、育児休業の期間については100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定める日に、前条の場合に準じてその者の号給を決定するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等の支給)

第7条 条例第16条による、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等の支給について必要な事項は市長が別に定める。

(外国語指導助手の報酬等の特例)

第8条 外国語指導助手にあっては、基本報酬以外のその他報酬、期末手当並びに費用弁償は支給しないものとする。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年2月22日規則第7号)

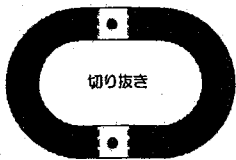
この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

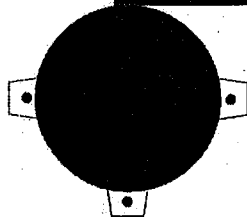
職種別基準表

職種	学歴免許等	号給	上限
事務補助		1	9
バス運転手		1	5
バス添乗員		1	5
ごみ収集作業員		1	5
子育て支援員		1	9
食育支援員		1	5
ファミリーサポートセンターアドバイザー		1	9
学校業務支援員		1	9
給食調理員(保育園・幼稚園)		1	5
給食調理員(学校給食センター)		5	9
児童厚生員	短大2卒	11	19
介護認定調査員	短大2卒	11	19
保育士	短大2卒	11	19
幼稚園教諭	短大2卒	11	19
看護師	短大2卒	11	19
図書館司書	短大2卒	11	19
学校司書	短大2卒	11	19
ことばの教室幼児部指導員		19	19
旅券事務員		19	19
栄養士		19	19
消費生活相談員		19	19
広報作成技術者		19	19
青少年指導員		19	19
学芸員		19	19
養護教諭		19	19
介護支援専門員(ケアマネジャー)	大学卒	21	29
保健師	大学卒	21	29
一級建築士		21	21
地域おこし協力隊		21	21
少年安全サポーター		27	27
スクールアドバイザー		29	29
母子・父子自立支援員		29	29
子育て支援専門員(子育てコンシェルジュ)		11	19

-----を山折りにして、●を3の端にのり付け
角度を調整して、上部の裏を合わせてのり付け

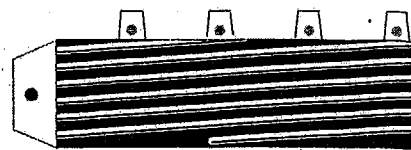


8



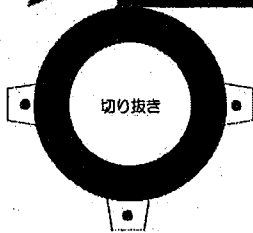
-----を山折りにして円形部分を囲むように巻く

6



表を外側にして筒状に巻く
●の裏側と6の裏側をのり付け

7



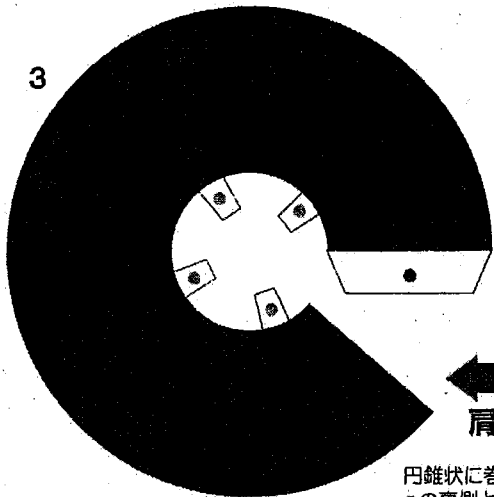
-----を山折りにして円形部分を囲むように巻く

4

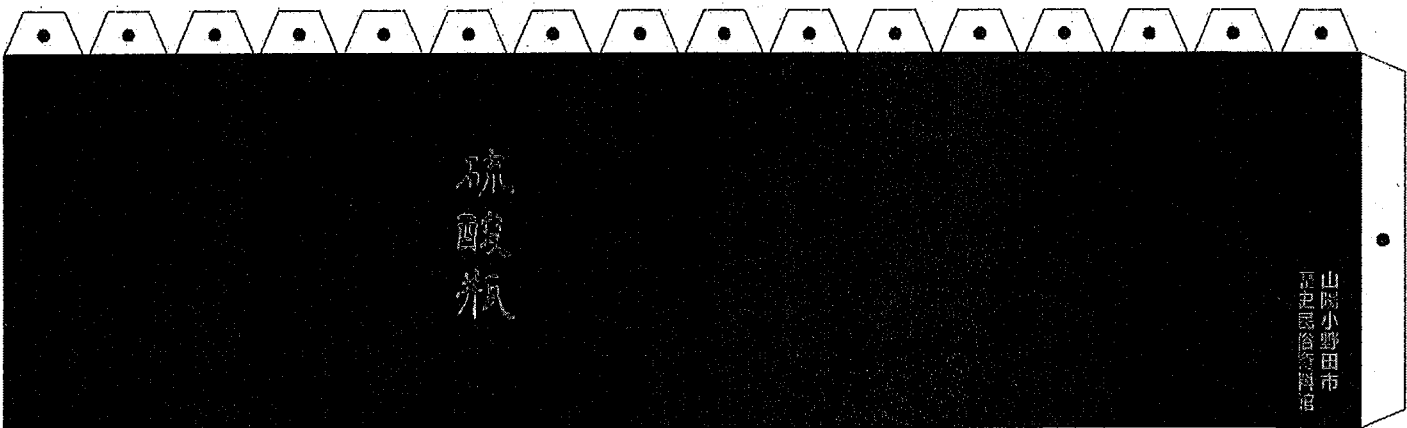
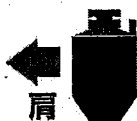


表を内側にして筒状に巻く
●は4の裏側にのり付け

5



円錐状に巻く
●の裏側と5の裏側をのり付け



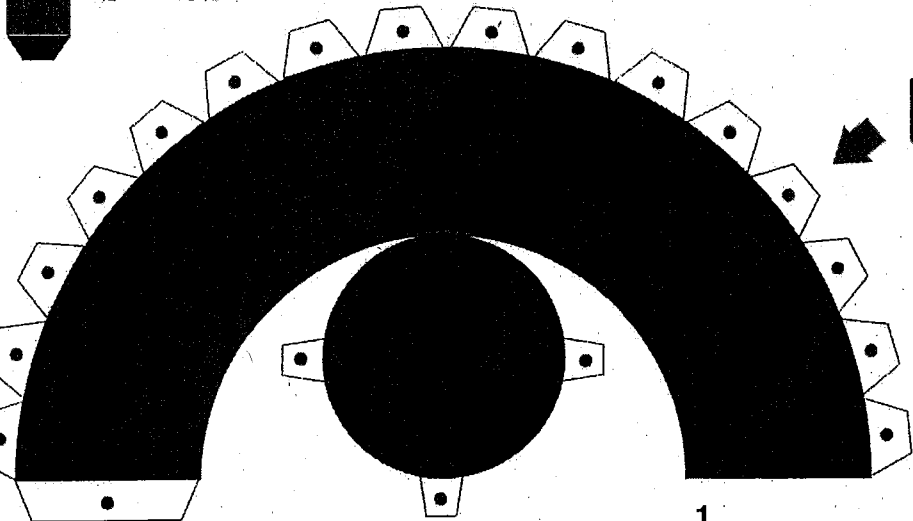
硫酸瓶

山陽小野田市
歴史民俗資料館

2



筒状に巻く
●は3へのり付け



底

-----を山折りにして
円形部分を囲むように
すり鉢状に巻く
●は2へのり付け

1

硫酸瓶を
作ってみよう!

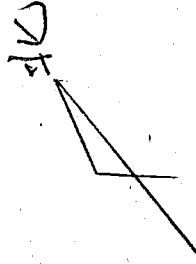


ペーパークラフト
硫酸瓶

- 同じパーツでのり付け
- 別のパーツの表面にのり付け
- 別のパーツの裏面にのり付け
- 裏面をのり付け
- 山折り

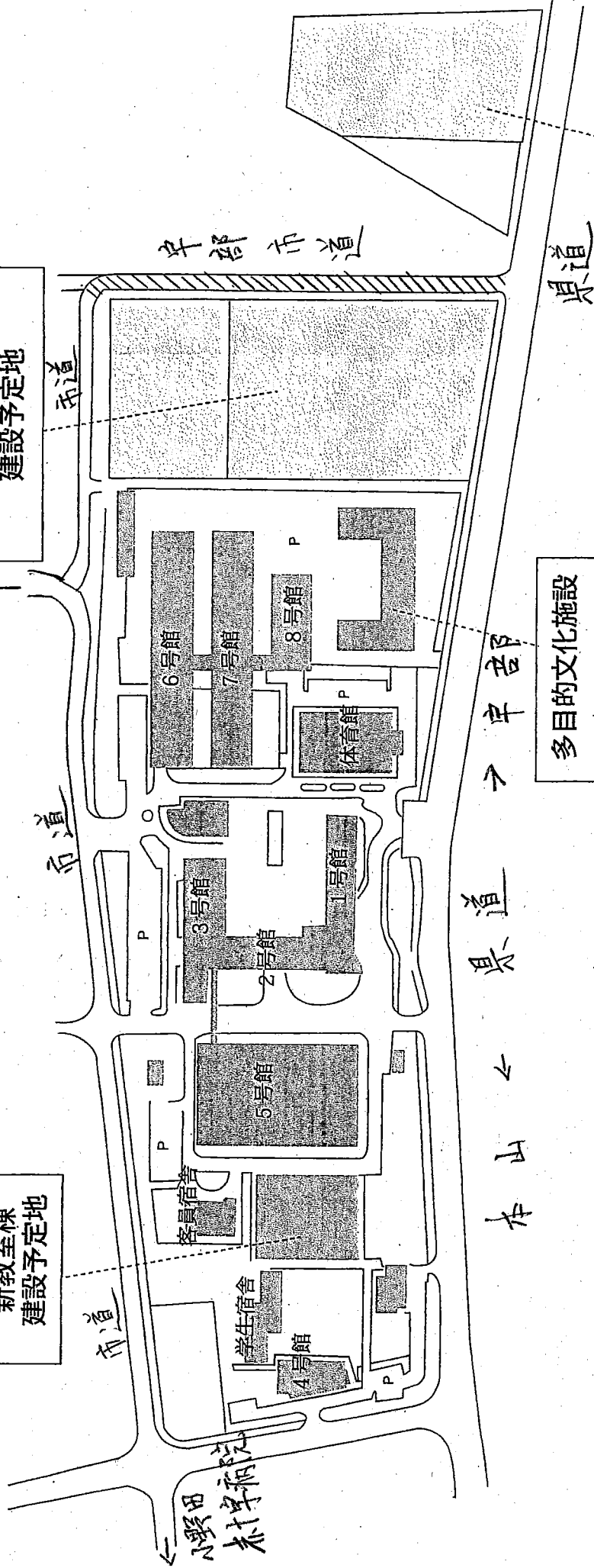
山形県立理科大学周辺

叶松・雀里野



駐車場・テニスコート
建設予定地

新教室棟
建設予定地



グラウンド

多目的文化施設

本山 ← 県道 → 宇部

小野田
村字病院